

令和5年5月2日

学生及び保護者の皆様へ

旭川工業高等専門学校長
五十嵐 敏文

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染法上の位置づけ変更等に伴う本校の対応について

皆様におかれましては、日頃から本校の教育研究活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

政府方針により、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「季節性インフルエンザ」と同じ5類感染症に位置づけられることとなりました。

このことに伴い、これまで政府の講じてきた新型コロナウイルス感染症関連の各種政策・措置について見直しがされております。これらを踏まえ、5月8日以降の体調不良者等の対応について、下記のとおり本校の対応についてお知らせいたします。

また、人の移動が活発化するにあたり、基本的な感染対策や場面に合わせた感染対策を心がけるよう、お願いいたします。

(1) 学生本人が新型コロナウイルス感染症 陽性となった場合（自己検査等で陽性となった場合を含む）

学校保健安全法の規定により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」、出席停止とする。

- ・外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが以下の対応を推奨する。
- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控える、かつ5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子をみる。症状が重い場合は、医師に相談する。
- ・発症日から10日間が経過するまでは、感染性を有するウイルス放出の可能性があることから、不織布マスクの着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する。
- ・発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスクの着用など咳エチケットを心がける。

(2) 同居者が陽性となった場合の対応について

5月8日以降濃厚接触者の特定は行わないため、同居者が陽性となった場合でも、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねることを原則とするが、以下の対応を推奨する。

- ・家族、同居されている方が陽性となった場合は、可能であれば部屋を分け、陽性となった方の世話はできるだけ限られた方が行うなど注意する。

- ・ その上で、外出する場合は、陽性となった方の発症日を0日として、特に5日間は自身の体調に注意する。
- ・ 7日目までは発症する可能性があるため、この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控えるなど配慮する。

(3) 感染予防対策について

基本的な感染対策として、引き続き、「換気」「手洗い・手指消毒」「咳エチケット」等の励行を推奨する。

(4) その他について

マスク着用等に関し、個人の主体的な判断が尊重されるよう、配慮願います。

本通知の内容について変更が生じた場合や、5月8日以降の各種の通知等については、随時本校ホームページに掲載しますので、ご参照ください。

なお、学校保健安全法の規定により、学校として学生の罹患状況を把握しておく必要があることから、学生の罹患が確認された際には、これまで通り学級担任までお知らせいただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。